

令和 7 年度

事業計画書

社会福祉法人

ふきのとうの会

令和7年度 法人本部 事業計画書（案）

基本方針

地域包括支援センターのプロポーザルを経て、新たな期として運営を担う年になることから運営体制の拡充と共に、通所介護や法人の総務を担う人材確保と育成を推進する。職員のスキルアップと管理職養成を図るためにリーダー会議や職員研修、また事業所間でノウハウを共有するために人員の適正な配置を行う。またアンジェリカハイツを整備してから11年が経過するので本年度に施設修繕を行う。

○人材の確保・育成策について

●各種会議・委員会の活用

- ・高齢者虐待防止の委員会
- ・高齢者の権利擁護、ハラスメント防止について（リーダー会議・全体会議）

●現状分析と課題抽出し、共有化を進める

- ・事業所毎の事業実績の把握と課題を把握する（リーダー会議・全体会議・日直）
- ・事業所毎、法人単位での人事体制の状況を共有する
- ・法人のビジョン、施設運営のミッションの確認と情報発信の活性化

●人材確保と人材

- ・法人、事業所の特徴を広く発信する
- ・人材確保に向けた自社求人サイトの充実
- ・ケースマネジメント他職員研修を進める（全体研修・リーダー会議・OJT/OFF-JT）
- ・教育機関との連携（インターンの受け入れ）、他

もって、運営体制の整備と事業の質の向上を図る。

事業内容

1. 介護保険事業

- (1) デイホーム赤堤（通所介護・総合事業通所介護・認知症対応型通所介護）
- (2) ふきのとうケアプランセンター（居宅介護支援）
- (3) デイホーム桜丘（通所介護・総合事業通所介護・認知症対応型通所介護）
- (4) ふきのとうデイホーム（通所介護・総合事業通所介護）

2. 世田谷区委託事業

- (1) 世田谷区松沢地域包括支援センターの運営受託
- (2) 世田谷区経堂地域包括支援センターの運営受託

(3) 高齢者住宅生活協力員業務（世田谷区営赤堤1丁目アパート）

3. 公益事業

(1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究及び指導
食でつながるフェスタ（仮）、他

(2) アンジェリカハイツ（サービス付き高齢者向け住宅）の運営

4. 評議員会、理事会の開催と民主的運営の実施

- ・ 定時評議員会1回、理事会3回実施予定。
- ・ 状況の変化に対応し、臨時の評議員会、理事会を開催する。
- ・ 必要に応じて、評議員選任・解任委員会を開催する。

5. 法人設立の主旨とその事業について、広く住民の理解と援助が得られるよう、「老人給食協力会ふきのとう」との連携協力体制をさらに強めながら、次の事業を実施する。

- ・ 老人給食協力会ふきのとうが取り組む、地域福祉活動に対する支援
（毎日型食事サービス・支部活動他）
- ・ デイホーム事業をはじめとした当法人の事業を応援し、支えていくボランティアの募集及び組織化（介護、調理、配食、プログラム）
- ・ 在宅福祉の広報
- ・ 人材の育成（学習、研修、交流機会の提供）
- ・ アンジェリカハイツの地域交流室を活用した、コミュニティカフェの運営支援
- ・ 一社）全国食支援活動協力会との連携を深める（事務所の貸与と事業支援）
- ・ 世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会への参加

令和7年度 公益事業 事業計画書（案）

基本方針

・ふきのとうは食事サービスを中心に住民参加による在宅支援に取り組んでいる。

食支援活動は、会食、配食、居場所など高齢者を対象にした活動から、こども・若者支援など多様な年代に対する支援活動にひろがっている。

本会は、ふきのとうの「地域は一つの家族」という基本理念に基づく実践活動と、活動の普及と推進に向けた学習会等を全国食支援活動協力会と連携しながら実施する。

事業内容

1. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究及び指導等

(1) 「食フェスタ東京（仮称）」の開催

- ・日時 令和7年未定
- ・会場 未定
- ・テーマ こども食堂等、食を通じた在宅支援活動の社会広報と活動の普及推進を図る
- ・対象 こども食堂・コミュニティカフェ・会食会など住民参加型在宅福祉活動に取り組む団体や関係者、行政・社協等
- ・主催団体 一社) 全国食支援活動協力会
- ・共催団体 社会福祉法人ふきのとうの会
- ・協賛 未定

(2) 事務局支援

一般社団法人全国食支援活動協力会が担う、「広がれ、こども食堂の輪！推進会議」の運営を支援する。また事務局支援として、必要に応じて職員を派遣する。

2. 社会福祉を目的とする事業の広報及び出版

上記の事業等を当法人の目指す「地域住民自らが担う地域福祉」を積極的に広報する機会と捉え、その観点から取り組む。

3. 福祉器具の研究開発協力及び紹介

昨年度と同様に、必要とされる方に的確な福祉器具に関する情報の提供を続けていく。

4. サービス付き高齢者向け住宅の設置並びに運営基本方針

高齢者単身、高齢者夫婦世帯を対象としたバリアフリー構造の専用賃貸住宅を運営する。

高齢者が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかるために、日中は職員が常駐し(*)、夜間や休日は警備会社に委託して通報機による遠隔操作の見守りサービスを行うことで、生活支援サービスを提供する。

(*)年末年始・5月の連休を除く

●賃貸借の目的物

建物名称：アンジェリカハイツ

所在地：東京都世田谷区上用賀6丁目19番21号

建て方：2階建の2階部分鉄筋RC造 平成24年築

住戸部分：間取り1k (30.00㎡) 4戸

設備等：居室は加齢対応構造

1. 電気・都市ガス・上下水道完備
2. 居室内設備 (専用トイレ・浴室・シャワー・収納設備・給湯設備
・電磁調理器・冷暖房完備・非常通報装置)

●入居対象者

①単身高齢者世帯

②高齢者+同居者 (配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者) (「高齢者」とは60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。)

●契約

建物賃貸借契約は2年契約。但し、双方同意の元に契約を更新することが出来る。また生活支援サービスの契約期間も2年。

入居には建物賃貸借契約と、生活支援サービス契約の双方の契約が必要。

※賃貸借契約には身元引受人、連帯保証人が必要。

●生活支援サービスについて

①緊急対応

各住居の緊急ボタンをインターホン設備に接続、管理室表示と共に、各種警報を委託先の警備会社 (総合警備保障株式会社) に24時間自動送信 (通報機による遠隔監視) する。

②安否確認

・朝10時までに住居の方は玄関扉に安否確認用のマグネットを取り付け、当会スタッフが10時過ぎに確認のため訪問する。マグネットが玄関扉にあれば安否確認の終了。マグネットを確認後に各戸のポストに戻す。

- ・希望者には住戸を訪問し、対面にて安否確認をする。

③入居者への支援

9時～17時まで当会スタッフ1名が常駐し相談に応じる。夜間及年末年始等休業日は通報機による遠隔操作にて警備会社（総合警備保障株式会社*予）が対応する。

●費用について

- ・家賃8万、敷金16万（家賃2ヶ月分）
- ・生活支援サービス費3.5万、共益費1万 月額合計12.5万円（敷金含まず）

令和7年度 デイホーム 事業計画書（案）

【共通重点項目】

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険サービス提供事業者、地域の医療機関、介護保険以外のサービス提供団体等との連携強化に努める。
- ② 利用者個々の興味関心に応じた複数のアクティビティ・プログラムを用意する。またアクティビティ・プログラム内容の充実・質の向上を目的に、利用者に対する効果を可視化できるように、プロジェクトを作り仕組みを整えていく。
- ③ ケアボランティアと職員の連携を密にし、これまで通り全ての利用者への個別対応を保証し、きめの細かい介護を目指す。また、利用者個々の特性や希望に応じたプログラムを実施する。
- ④ 季節感を味わい、利用者が家族や地域住民と一緒に楽しめる工夫を凝らし行事的プログラムを実施する。
- ⑤ 法人独自に開発した健康体操を活用しつつ、利用者個々のアセスメントに基づいた個別機能訓練を実施する。データは国の科学的介護情報システム「L I F E」に提供し、加算を取得するとともに、利用者の自立支援のための効果的な機能訓練となるように工夫する。
- ⑥ 送迎はドア・ツー・ドア方式とする。送迎時に、きめ細かい対応を行うことで、アクセスを保証する。

◆デイホーム赤堤

- ・リフト付きワゴン車 1台
- ・ワゴン車 1台 普通乗用車1台
- ・リフト付き軽乗用車 1台

◆デイホーム桜丘

- ・リフト付き小型バス2台
1台（福祉バスへ運行管理委託、添乗は施設職員）
1台（運転、添乗ともに施設職員）
- ・乗用車1台（施設職員運転）

◆ふきのとうデイホーム

- ・リフト付き小型バス1台
- ・乗用車1台

- ⑦ 調理ボランティアによる食事の提供は従来通りであるが、食事のづくり手と利用者との直接の交流の中で利用者の声を聞き、サービスの質を高めるよう努める。
- ⑧ 利用者・家族との情報交換を密に行っていく。日常生活全般に関する相談には積極的に対応し、居住環境の整備、福祉用具の選定、具体的介護方法の指導等を目的

とした家庭訪問を必要に応じて実施する。

- ⑨ アセスメントの情報、居宅サービス計画、通所介護計画等の利用者の生活状況や支援の方針に関する情報とあわせて、サービス利用状況や目標の達成状況についても記録し、利用者個々のケースファイルを作成する。
- ⑩ 利用者、家族の生活状況を常に把握するように努め、時期を逃すことなく対応できるよう、介護支援専門員、地域包括支援センターとの連携を密にする。

令和7年度 デイホーム赤堤 事業計画書（案）

事業内容

1. 通所介護事業（介護保険事業）

- (1) 利用定員 一般通所介護（含む総合事業通所介護） 1日30名
認知症対応型通所介護（予防含む） 1日12名
- (2) 事業実施日 月～土（日、年末年始を除く）
- (3) 利用料 介護報酬の1割、2割または3割の自己負担分+昼食代800円
- (4) デイホーム赤堤の特徴

比較的軽度介護の元気な利用者が多く、自主性を持って利用されている方が多い。入浴設備はないが、多様な趣味活動や他者との交流が楽しめる。また、一方で認知症ケアにも力を入れており、認知症による周辺症状の軽減、認知症があっても安心して過ごせるよう対応に努めている。

2. 高齢者住宅生活協力員業務（世田谷区委託）

当施設に併設の区立高齢者住宅における生活協力員業務を、世田谷区より受託する。

12戸（12名）。

- (1) 入居者及び住宅への日常的な対応（日・年末年始を除く）
安否確認、入院等の入居者情報の把握、日常生活の簡易な生活指導、建物点検、等
- (2) 緊急時の対応
- (3) 入居者への訪問相談等（入居者懇談会の開催を含む）
- (4) 区及び福祉関連機関との連携及び実績報告書提出

戦略目標

現状分析	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none">・活動においては稚拙にならないように心掛け、利用者の個性に合わせ意欲を持って参加できるようなプログラムづくりを行なっている。・認知症予防のための脳トレや個別機能訓練を行い、生活機能の維持向上に努めている。・デイサービスにつながりにくい認知症や精神疾患を持った方のケア、短時間利用の受け入れを柔軟に行っている。・感染対策を講じながら、プログラムボランティアや実習生などの受け入れをしている。
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のスキル差があり、業務担当の均衡がとれていない。 ・業務改善のためのマニュアルの見直し。 <p><収益向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント時に臨時利用のお誘いをする。 ・実績向上の為の努力はしてきたが、目標の金額に達していない。
課題抽出	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のスキルアップ、モチベーションアップをしたい。 ・より質の高い安定した活動を提供するためにスキルを持つボランティアの支援が必要。 <p><収益向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・“がんばりカード”は定着したが、ポイントがたまったら昼食無料が利用者に響かなくなってきている。ポイント付与と交換の条件や内容を変更する必要がある。 ・利用者の希望を把握しサービスを提供できるようになり、休みたくないデイサービスを作る必要がある。 ・常勤、非常勤職員が現状を理解し、全員が営業マンになることが必要。
中長期目標 (R6-R8年度)	<p>利用者ニーズに応え、利用者がやりたいことを実現できるデイサービスとして、日頃から予防的介護の必要性を実証・推進し、少しでも長く生活に楽しみをもって在宅生活を続けるための支援を行う。</p>
令和7年度目標	<p><事業所運営体制></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者がより主体性を持って通所できるように支援し、利用者の出来ることを伸ばし、達成感を高められるようなケアが出来る。 2. 職員全員ができるだけ同じようなケアや対応が出来るようにマニュアルを作成し、業務の整備、効率化を目指し利用者満足に繋げる。 <p><収益向上></p> <p>数値目標</p> <p>1日の平均利用人数 一般：26名 認知：8名</p> <p>月平均稼働率：一般：86% 認知：66%</p>
目標達成のため	<p><事業所運営体制></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 均一した質の高いサービスの提供 <ol style="list-style-type: none"> 1) 業務マニュアルを作成する。新人や誰が見てもわかるようなデイホーム赤

<p>めの 具体 的取 り組 み</p>	<p>堤オリジナルのマニュアルを作成し、見直しをする。 2) 年に1回職員全員が外部研修に参加できるようにする。</p> <p><収益向上></p> <p>1. 広報や営業活動を行う。</p> <p>1) 継続的に利用者、ケアマネジャー、地域の方々に宣伝、広報をする。地域の活動に参加する。(営業月平均2回)</p> <p>2) デイホーム赤堤での取り組みをSNS等も活用して周知する</p> <p>2. 利用者が休まない仕組み作り</p> <p>1) 稚拙ではない、文化的な活動をより多くし、知的好奇心を刺激する。また、仕事、作業的プログラム(掃除、下膳など)を増やし、やりがいを作る。</p> <p>2) “がんばりカード”をプログラムや作業の達成ごとにポイントを付与する、などポイントの付与の条件を変更する。</p>
<p>期待 され る成 果</p>	<p><事業所運営体制></p> <p>1. 利用者が目的や意思を持ってデイサービスに通所し、休みたくない施設になる。</p> <p>2. 職員の質の向上と業務の改善、効率化を図り、利用者の満足度が上がる。</p> <p><収益向上></p> <p>1. 新規利用者と潜在顧客を獲得することができる。</p> <p>2. デイホーム赤堤をSNS等で周知することで利用者世代のみならず、若年世代のボランティア獲得にも繋がる可能性がある。</p>

事業内容

1. 通所介護事業（介護保険事業）

- (1) 利用定員 一般通所介護（含む総合事業通所介護） 1日30名
認知症対応型通所介護（予防含む） 1日12名

- (2) 事業実施日 月～土（日、年末年始を除く）

- (3) 利用料 介護報酬（1～3割）自己負担分＋昼食代800円

(4) デイホーム桜丘の特徴

地域活動に積極的に取り組み、地域の方やボランティア団体と交流し、お互いに交流できる場になっている。重度の利用者を積極的に受け入れ、その方やご家族の望む在宅生活の継続の支援を行っている。職員のスキルアップを常に行い、重度の利用者などにも対応できる国家資格、専門的な知識を有する職員を配置している。また、各職員が持つ自己スキルを活かし、様々な趣味活動を取入れ楽しみを提供している。また、利用者が行いたい活動などが自由にできる支援を行っている。

2. 居宅介護支援

(1) サービス指針

居宅サービス計画作成に際しては、世田谷区保健福祉課、地域包括支援センター、及び他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等との密接な連携のもと、利用者の選択に基づき、適切なサービスが提供されるよう配慮する。

(2) 事業内容

要介護認定を受けた方から依頼を受け、居宅サービス計画の作成を行う。また状況に応じて、介護予防支援計画を作成する。

実施予定件数：35件

ケアマネジャー数 1名

(3) 事業実施地域

通常の事業実施地域は、世田谷区とする。（他の地域相談）

戦略目標

<p>現状 分析</p>	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「選ばれるデイ」であり続けるために、入浴ニーズや重度ケアの必要な方を積極的に受け入れているが、受け入れるだけでなく、居心地よく過ごせるよう、職員が意見を出し合って対応している。 ・職員の配置や業務の見直しを進め、夕方のミーティングの時間を作った。その中で、利用者一人一人に合わせた丁寧な対応をスピーディーに実践し、より良いサービスの向上につなげている。 ・お休みする場合の振り替えなどは、適宜、対応している。 ・退職した職員の業務スキルを担える職員の教育が進まず、業務量の偏りがある。 <p><収益向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初より長く利用されていた方や、利用日数の多い方の、ADLの低下や疾病の悪化などでのキャンセルが止まらなかった。一時、見学者や新規利用者の相談も止まり、その間もキャンセルは続き、回復が追い付かなかった。 ・コロナ感染症の施設内での拡大があり、やむなく4日間の休業をし、業績が大きく落ち込んだ。
<p>課題 抽出</p>	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な新規獲得のための受け入れ体制を整えるためには、職員のスキルアップや担当業務の拡大と業務改善が必要不可欠である。 ・長年のマンパワー不足という大きな課題を深刻に受け止め、多角的に改善していく必要がある。 <p><収益向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お休みされる場合の振替利用や、遅刻や早退なども柔軟に対応する。 ・利用者の要望を受け入れられるよう、空き待ちの場合でもお休みの枠を使うなど、できる限りの調整を図る。
<p>中長期 目標 (R8- R10年 度)</p>	<p>利用者ニーズにこたえるとともに、利用者一人ひとりに丁寧に寄り添い、思いを実現できるデイサービスとして、少しでも長く住み慣れた地域の中での在宅生活を続けるための支援を行う。</p>
<p>令和 7年</p>	<p><事業所運営体制></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員全員が利用者ニーズを的確に理解・把握しアセスメントに対応したケ

<p>度目標</p>	<p>アやプログラムを提供できるようスキルアップと業務改善に取り組み、利用者と向き合う時間を作る。</p> <p>2. ボランティアの受け入れ再開に向け、既存ボランティア、新規ボランティア共に丁寧な受け入れ調整を行う。</p> <p><収益向上></p> <p>数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一日の目標利用人数 32名（一般 24名 認知 8名） ・毎月の稼働率 76%（一般 80% 認知 66%）
<p>目標達成のための具体的な取り組み</p>	<p><事業所運営体制></p> <p>1. 全職員が利用者の取り巻く環境やニーズの最新情報を把握できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者情報をICTから誰もがスムーズに情報を得られるようにする。 ・環境や業務の見直しを図り、利用者向き合う時間を確保する。 ・利用者ニーズに沿った様々なプログラムを提供する。 ・利用者がやりたい事、やりたくない事を選んで参加できるようにする。 <p>2. 個々に目標を立てそれぞれのレベルでスキルアップを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にリーダー職員がサポートし、個々の目標達成を目指す。 ・毎月の勉強会は継続し、知識や技術のスキルアップを目指す。 ・希望する外部研修や資格取得ができるよう支援する。 <p>3. 利用希望の依頼を断らずに受け入れる体制を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ムリ・ムラ・ムダを解消し全職員で業務改善に取り組む。 ・定期的な居宅介護支援事業所への訪問や、細やかな情報提供を行いケアマネジャーの信頼を得ることで、新規の情報をこぼさずに受ける。 ・ケアマネジャーからの小さな問い合わせを丁寧に受け止め、困難な相談も解決につながるよう真摯に受け止め対応することで、利用にもつなげていく。 <p>4. ボランティアを増やしプログラムの幅を広げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のボランティアと連絡を取り、再開できそうなプログラムは積極的に再開に向けて動き出す。（地域の新しい団体なども探すことも継続する） ・既存・新規ボランティアともに個々の意向を丁寧に聞き取り、無理のないコーディネートを行う。（新規ボランティア登録目標数 5名） <p><収益向上></p> <p>1. 問い合わせがあった際には、受け入れる姿勢を持って、可能な限り積極的に新規利用者を獲得できるよう、丁寧に対応する。</p>

	<p>2. 広報や営業活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 季節の行事やイベント等の臨時利用の提案などを行う。（年4回以上） ・ 利用者向けの活動予定表を、新しいプログラムや活動の様子を取り入れて見える化できるよう内容を見直し、営業活動にも利用できるようにする。 ・ 毎月10件以上の居宅介護事業所へ訪問し、パンフレット・空き情報、活動の様子を伝える。 <p>3. 重度要介護者を積極的に受け入れる。</p> <p>4. 入浴業務だけでなく全体の業務も見直し、入浴枠の拡大につなげる。</p>
<p>期待される成果</p>	<p><事業所運営体制></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 担当業務を拡大する中で、今までの業務の方法にムリやムダはないか常に考え改善していくことで、職員のスキルに磨きがかかり、心身にゆとりが生まれ、自信をもって利用者一人ひとりと丁寧に向き合えるようになる。 2. 職員それぞれがスキルアップすることで、施設としての介護スキルが上がり、利用者に対するケアの質が向上する。 3. 断らずに依頼を受け入れる体制を整えることで、ケアマネジャーから頼られるデイになることができ、新規獲得につなげる事が出来る。 4. プログラムの幅を広げることで、利用者の楽しみが増え、利用回数の増加や新規獲得につながる。 <p><収益向上></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者本人やご家族の満足度を上げることは稼働率の向上に直接結び付く。地域やケアマネジャーの信頼を得ることで利用者の申込数のアップにつながる事が期待される。 2. 新しいプログラムや活動の様子を発信することで、活動内容が可視化できるようになり、ケアマネジャーが興味を持って新規利用者への提案してもらえる事が期待される。 3. 重度の方を積極的に受け入れることで、収益の向上につながる。 4. 入浴枠を拡大することで、確実に利用者を獲得できる。

事業内容

1. 通所介護事業（介護保険事業）

- (1) 利用定員 一般通所介護（含む総合事業通所介護）25名
- (2) 事業実施日 月～土（日、年末年始を除く）
- (3) 利用料 介護報酬の1割、2割または3割の自己負担分＋昼食代800円
- (4) ふきのとうデイホームの特徴

室内が明るく、こじんまりとしてアットホームな雰囲気施設の施設です。ワンルームですが、広すぎず、狭すぎずで、職員の目が行き届き、利用者様の変化に気づきやすく状況に応じた対応を速やかに行うことができます。また、職員の9割が国家資格を有しており、より質の良いサービスを提供できる体制が整っています。

戦略目標

<p>現状分析</p>	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括や居宅事業所にサービス内容や地域の資源として認知されてきている。継続的に地域の医療機関や法人が開催している勉強会や会議等へ参加することで連携や情報共有など関係性をより深めていく。 <p><収益向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数曜日利用されている方が利用を止める、入院が重なると、減収の影響を受けやすい収益構造になっている。
<p>課題抽出</p>	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各曜日、人数のばらつきが減り、平均的に目標数字の利用が概ね達成できた。更なる利用確保のためにも入浴枠を拡大し、そのための人員配置をしっかりと行なっていく。 ・多彩なアクティビティの提供するため綿密に計画を立てる。 <p><収益向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に休みの予定が分かっているところは単発利用等で、少しずつでも利用増に努める必要がある。
<p>中長期目標</p>	<p>デイサービスとしてだけでなく、地域に開かれた居場所として貢献できる施設になる。</p>

(R5-R7 年度)	
令和 7年 度目 標	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、趣向を凝らしたイベントを企画開催することで宣伝効果と臨時利用などへつなげていく。 ・多様なボランティアを受け入れることで活動の幅を広げていく。 <p><収益向上></p> <p>数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一日の目標利用人数 19名 ・毎月の稼働率 76%
目標 達成 のため の 具体的 な 取り 組み	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の小学校や保育園などとの交流を継続的に行なう。 ・定期的に目玉の活動を実施し、施設内の掲示板で紹介することで、皆さんに周知するとともに単発利用などにつなげる。 ・食事やおやつを楽しんでもらえるようなイベントを定期的実施し、ふきのとうらしさをアピールする。 ・外食活動を再開する。 (まずは近場から始め、できれば遠方への外食を試みる) ・毎月、誕生者のお祝いを行ない、プレゼント及び3時のおやつに特別なものを提供する。 ・新たなプログラムボランティアを募集し、実行する。 <p><収益向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Y o u t u b eチャンネルにて多彩な情報発信をする。 ・毎月、ふきのとう通信にて活動やデイの雰囲気伝える。 ・毎月、最新の空き情報を知らせる。(送迎エリアを図で記載) ・ニーズに合わせた提案ができるようアンテナを張り、営業活動(訪問・電話)を実施する。
期待 され る成 果	<p><事業所運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の幅が広がる、入浴体制の拡大をすることで、より多くの利用者にマッチした施設になりうる。 <p><収益向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くのケアマネジャーに事業所の特徴やプログラムの内容を理解してもらうことで、ケアマネジャーが利用者へ適切に当デイホームを紹介することができ、見学から利用までの流れがスムーズになる。

令和7年度 地域包括支援センター 事業計画書（案）

基本方針

本年度はプロポーザルにて選択され、新たな体制で刻む期になる。
どんな状況下であっても地域と共に、地域に貢献できるようなセンター運営を進めたい。
また、引き続き地域ケア会議の開催により地域課題を抽出し、地域の課題を包括的に解決できるようなしくみづくりを進めたい。さらには松沢・経堂間での両包括支援センターの業務や効率化の共有を図りつつ、まちづくりセンターや社会福祉協議会、関係機関とのネットワークを推進しながら、地域包括ケアシステムの充実を図りたい。

窓口開設時間 月～土（日祝年末年始は除く）午前8時30分～午後5時
窓口開設時間以外は携帯電話へ転送することで、24時間365日連絡や相談に応じられる体制とする。

担当地域 松沢地域包括支援センター 赤堤、桜上水
経堂地域包括支援センター 桜丘、経堂、宮坂

職員配置 松沢 主任ケアマネ 1名
看護師 2名
社会福祉士 2名
ケアマネジャー 2名
1名増員予定
計8名

経堂 主任ケアマネ5名
看護師2名
社会福祉士2名
1名増員予定
計10名

重点項目

松沢あんしんすこやかセンター

1. 介護予防ケアマネジメント業務

課題：本人主体の自立に向けたアセスメントが十分できていない。

取組：

- 1) 介護予防ケアマネジメントの向上を図るために、研修や事例検討によりスキルアップを図る。
- 2) 自立に向けた改善を前提とした目標を設定し、重度化予防を積極的に行う。
- 3) 本人主体に、適確にアセスメントを行い、インフォーマルサービスや社会参加、適切な医療への繋ぎなど自立支援に資する介護予防ケアマネジメントに取り組む。また、利用者自身が、介護予防に主体的に取り組むことを意識し、セルフマネジメントを推進できるように支援する。
- 4) 再委託への支援状況を確認して各事業の目的や自立支援に繋がるケアプラン作成のポイントなどを共有し、最新の制度知識やインフォーマルサービスの情報などに関する情報提供を行う。4月に再委託事業者へ、事業説明会を開催し情報提供を行う。
- 5) 要支援者に対するケアマネジメントについて、介護保険の予防給付のみ、又は、予防給付と総合事業を併用するプランを作成する場合は、介護予防支援としてのケアプランを作成する。（月間100件）

2. 総合相談支援業務

課題：総合相談支援技術と技術の向上

取組：

- 1) 本人、家族、地域住民、地域のネットワーク等を通して受けた様々な相談に対して、所内全員が的確な状況把握と専門性・緊急性等の判断により適切な支援に繋がれるよう、職員個々及び全体で各種制度や専門職研修や勉強会に参加・共有し専門知識や技術の向上を継続的に行い実践する。
- 2) 地域住民、行政、関係機関や専門職団体等との連携協働に日常的に取り組む、相互の連携を強化する。
- 3) 職員個別のバラつきや過不足のない初回相談受付を実施するため、所内会議での共有検討や所内共通相談受付シートを更新し活用する。

課題：地域包括支援ネットワークの充実と活用

取組：

- 1) 地域包括支援ネットワークを構築している地域住民、民生委員児童員等地区活動団体、保健、福祉、医療サービス事業者、各種行政機関等の社会資源と有効的に友好的に連携できるように日常的に顔の見える関係づくりと強化を進める。
- 2) 社会資源の現状を定期的に確認する。社会資源マップを更新し、できる限り新鮮な情報を業務に活用する。
- 3) 地域包括ケア会議を開催し、地区課題について、区民や専門職団体・関係機関等との相互理解を深め、解決に向けて連携関係を強化する。必要な社会資源開発に協働して取り組む。

取組（共通）

- 1) 担当区域における高齢者の心身の状況及び家族の状況等を把握するため実態把握を継続して実施する。高齢者名簿が届き次第、前期高齢者を対象に、また猛暑・厳寒期には後期高齢者を対象に電話などで訪問を実施して支援の必要な利用者の早期把握とあんしんすこやかセンターの周知を図る。
- 2) 各種制度や地域包括支援センターにおける各種マニュアルを確認し理解した上で業務する。
- 3) 目標…述べ相談件数（予防給付含む）月 700 件以上。高齢者個別訪問件数 年 880 件以上。

3. 権利擁護業務

【虐待】

課題：高齢者虐待の防止、早期発見に努めるべく、地域住民や民生委員児童委員、地域の関係機関や事業者等とのネットワークを構築し、高齢者とその擁護者を孤立させない地域づくりが必要である。

取組：

- 1) 研修等に参加し、虐待に対する法令や対応について知識を深め、またその情報を所内で共有することにより職員全体のスキルアップを図り、迅速で的確な対応に繋げる。
- 2) 権利擁護に関する講座の開催やサロンの場で地域住民への啓発活動を行い、高齢者虐待を早期発見に向けたネットワーク作りを行い、虐待に関する早期発見に努める。また、近隣の公共機関や医療機関、商店等との連携し周知を図る。
- 3) 総合相談や訪問者リスト等でハイリスク家庭を発見した際には、養護者の負担軽減を含めた支援を積極的に行う。

【成年後見制度】

課題：職員の知識や経験の差により、成年後見制度へ繋げる対応にばらつきがある。
成年後見制度についての関心は高まっているものの、未だその認知度や理解は十分に浸透していない。

取組：

- 1) 研修に参加するなど職員が知識を深めるとともに、その情報を所内で共有し職員全体のスキルアップを図り、必要に応じて制度に繋がられるように取組む。
- 2) 地域住民に向けた講座を開催し、判断能力が不十分な状態になっても、その人らしく安心して暮らせるための備えができるように情報提供していく。

【消費者被害】

課題：悪徳商法や詐欺による被害が増加しており、その手口も年々巧妙化している。未然に被害を防ぐ取り組みが求められる。

取組：

- 1) 消費者センターや警察署などの関係機関と連携し情報収集に努め、消費者被害や詐欺に対する理解を深めるとともに情報を所内で共有することにより、職員のスキルアップを図る。
- 2) 被害を未然に防ぐため、地域住民へ情報提供を継続するために、消費者被害に関する講座の開催やサロン等での周知活動を行い、被害を防ぐ地域づくりを目指す。
- 3) 被害の発生時には早期発見、早期対応ができるように、日頃からケアマネジャーや介護サービス事業者との連携を図り情報共有を行っていく。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

課題：地区のケアマネジャーや関係機関等の関わりにばらつきがあるため、働いている地域を知る必要がある。

取組：

- 1) 地区の主任ケアマネジャー以外のケアマネジャーや関係機関等とも課題の共有、課題解決するために、地区包括ケア会議等を開催して共有・連携を図る。
- 2) 地域の社会資源の整理を行い、最新の情報収集に努め、情報を更新した際にはケアマネジャーに共有していく。年度初めに再委託事業者へ、事業説明会を開催して事業案内を行う。梅丘・松沢地区主任ケアマネジャー連絡会等で、地域包括ケア会議の周知を強化する。
- 3) ケアマネジャーが、地区の居宅介護支援事業所と地区アセスメントを共有し、地区の状況を理解・把握することで適切な支援に繋ぐことが出来る

5. 一般介護予防事業

課題：前期高齢者、健康状態未把握者で介護予防対象者の実態把握ができていない。

既存の通いの場があるが周知が十分でないため新規の参加者が少なく継続者に偏りがある。

取組：

- 1) 健康状態未把握の75歳から84歳および、85歳以上の一暮らし及び高齢者のみ世帯、リスト掲載者、介護予防普及啓発講座等で実態把握を行い、介護予防活動に繋げる。
- 2) はつらつ介護予防講座の修了者には、介護予防を目的とした自主グループの立ち上げ、継続に向けた支援をする。
- 3) 自主グループ、高齢者クラブ、町会自治会等の団体が開催する介護予防に関する講座になど介護予防事業を活用して、通いの場を活用した健康相談や受診勧奨の促進、講話を行う。
- 4) 基本チェックリストの結果も勘案しボランティア活動などによる地域の助け合いの担い手を発掘していく。
- 5) オンラインを活用したお話し会にて見守り支援を行う。

6. 在宅医療・介護連携の推進

課題：地域住民へのACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）の普及・啓発が十分出来ているとは言えない。

取組：

1. 住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら生活する「在宅医療」と人生の最終段階に、地域住民が自らで決定していくACPについて、地区連携医事業等において、区が発行する「在宅療養・ACPガイドブック」を活用し、ACPの普及啓発を強化する。
2. 在宅療養相談窓口の役割として、地域住民・関係者からの相談を受け止め、在宅療養のための各種サービス調整や情報提供等を行い、状況に沿って適切な在宅療養相談支援に取り組む。
3. 医療職と介護職のネットワークの構築及び推進その他医療及び介護の連携を必要とする業務を円滑に推進するため、地区連携医と協働して、毎月1回以上地区連携医事業に取り組む。
4. 医療・介護の情報共有の支援 在宅で療養生活を送る地域住民に適切な医療と介護を提供するため、お薬手帳を活用した連絡カード「あなたを支える医療・介護のケアチーム」等の各種ツールや、すこやか歯科健診事業、ICTを用いた多職種ネットワーク構築事業（医師会運営）等の周知・活用を通して医療職・介護職の情報共有を支援すること。

7. 認知症ケアの推進

課題：地域住民、事業者に対して認知症専門相談員（すこやかパートナー）の役割の周知が不十分である、また、認知症関連事業の利用がわかりにくく活用が十分できていない。

認知症の本人同士がつながる場が地区に少なく、自らの体験・希望等を話す場が少なく本人主体の支援がされていない。

取組：

- 1) 認知症専門相談員（すこやかパートナー）が中心となり認知症在宅生活サポートセンターと連携しながらもの忘れ相談を行い次の事業を活用していく。
- 2) 対象者に合わせたアクション講座の実施、ネットワーク構築、活動支援を続けて地域住民に周知する。
- 3) 早期発見対応ができるように、もの忘れチェック相談会の実施を継続していく。
- 4) 認知症初期集中支援チーム事業、医師による認知症専門相談事業、認知症本人交流会を継続する。
- 5) 認知症家族会、認知症高齢者の家族のための心理相談、家族介護者のためのストレスケア講座、介護マークの配布の周知を行う。

8. あんしん見守り事業

課題：見守り対象者の把握、アセスメントが十分出来ているとは言えず、孤立死が増えている。

地域で活動している方の高齢化により、見守りできない町会自治会が増えている。

取組：

- 1) 見守りコーディネーターが中心となって、見守りフォローリストを活用して見守りに関する業務の進行管理を行い、社会的に孤立している高齢者を職員が共通の視点で把握して災害時・緊急時の対応に備える。
- 2) 65歳になられた方、転入者に相談窓口としてのあんしんすこやかセンターの周知を行い孤立している高齢者の実態把握に努める。
- 3) 見守りボランティアの活動を強化していく。（見守りボランティアを年1人以上増やしていく）
- 4) ふれあい訪問の時期に、見守り対象者の共通認識を図り、早期発見・早期対応ができるように、民生委員児童委員対象に、地区包括ケア会議を開催する。
- 5) 犬の散歩をしている住民に対して、高齢者の見守り協力員への参加を促していく。
- 6) 協定締結事業者・見守り協力店との連携強化を図り、高齢者の見守りの強化を行っていく。
- 7) 後継者不足により管理組合機能の低下した団地等に対して、見守りも目的とした多世代交流を図る。

8) 見守りコーディネーターが中心となって、見守りフォローリストを活用して見守りに関する業務の進行管理を行い、社会的に孤立している高齢者を職員が共通の視点で把握して災害時・緊急時の対応に備える。

9. 住宅改修相談業務

介護予防の観点から居室等の改良を検討する高齢者やその家族に対して、積極的に住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用に関する助言を行い、専門的な観点からの助言が必要と認められる場合は、他の専門職も含め対応を検討し、必要な助言を行っている。

なお、担当介護支援専門員及び介護予防支援の担当職員がいない要支援認定者について、住宅改修が必要であると判断した場合は、事前に身体状況の確認・家屋の調査を行い、施工事業者と十分に連絡調整をしたうえで、介護予防住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成している。今年度も引き続き取り組んでいく。

10. 福祉用具購入・貸与相談業務

介護保険福祉用具の購入・貸与を行おうとする者に対して、福祉用具利用に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用に関する助言を行い、専門的な観点からの助言が必要と認められる場合は、他の専門職も含め対応を検討し、必要な助言を行っている。今年度も引き続き取り組んでいく。

11. 介護保険制度に関する相談・申請受付及び区保健福祉サービスの申請受付業務

(1) 区保健福祉サービスの申請受付（代行）、申請内容確認、利用調整を行う。

(2) 介護保険制度による要支援・要介護認定、更新、区分変更申請及び介護予防・生活支援サービスに係る諸手続きを行う。

(3) その他詳細については、「地域包括支援センター申請代行マニュアル」及び「介護保険事務マニュアル」により実施している。

上記においては、引き続き取り組んでいく。

12. 障害者等、子育て家庭、生活困窮者等に係る相談支援業務

1) 障害者や難病・精神疾患の者、子育て家庭、生活困窮者その他身近な困りごとを抱えている本人・家族からの相談を受け付け、一次相談窓口として、相談内容に応じた適切な情報提供、支援等を行う。上記相談を受けた場合は、適宜、相談対象者のアセスメントを行うとともに、必要な支援が受けられるよう情報提供を行い、又は相談内容に応じた相談支援先に繋ぎ、必要に応じてこれらの支援先と連携、分担をして支援を行う。

2) 障害者等の相談スキルをあげるために、各種研修等への参加や、医療職を中心に健康

づく課、北沢障害者相談センターと連携して精神疾患に関する講座や勉強会の実施を行いスキルアップに努めていく。

3) 地区課題である「孤立」に向けて、引き続き社会資源開発に向けて取り組む。

4) オンラインによる相談手続きを行い、各関係機関へ繋いでいく。

13. 大地震等の災害が発生した際の対応

1. 毎年行っている防災塾の課題を共有し、災害時マニュアルを改定した。平常時から地区の高齢者（見守りが必要な高齢者等）のフォローリストを更新作成し、紙形式で保管するとともに、地域の連携づくり（訓練等を含む）に取り組む。災害時には、作成しているフォローリストに基づき、地区の高齢者（見守りが必要な高齢者、その他災害弱者等）について安否確認に努め、区に安否確認情報を報告し職員間で共有している。また、まちづくりセンターや社会福祉協議会に加えて北沢地域障害者支援センターと四者で連携して避難行動要支援者の安否情報等の集約・整理に協力するよう情報共有を行っており、今年度も取り組んでいく。

14. 会議の開催業務

地域ケア会議の開催

課題：「孤立」「認知症」「精神疾患」「複合家族」による支援者の対応困難な相談が増えている。

取組：

1. 計画的に地域ケア会議Aを3回以上開催して、個別ケース課題地区課題の解決に向けて取り組む。
2. 地域ケア会議Bを3回以上開催して、主任ケアマネジャーへの参加を促し、個別事例の検討・解決、ケアマネジメントの向上、支援ネットワークの構築に努め、地区・地域課題を把握・分析して解決に向けて取り組む。地区のケアマネジャーへ、集合する会議に参加して事例をもとに地域ケア会議の必要性を伝えていく。
3. 地区課題でもある「孤立」に対して、多世代交流の場の新規資源開発に取り組む。

15. 会議等の出席

- (1) 介護予防・地域支援課が開催する区包括ケア会議（スキルアップ会議等）に出席する。
- (2) 管轄の保健福祉課が開催する地域ケア連絡会（地域版地域ケア会議）に出席する。
- (3) その他区等が開催する三者連携会議、障害者自立支援協議会、高齢者虐待、成年後見制度、認知症、あんしん見守り事業、医療・介護の連携及び地域密着型サービスの運営推進等に係る会議・研修・連絡会で、地域包括支援センター事業に関連するもの

については、区等の要請に基づき出席する。
上記においては、今年度も積極的に出席していく。

16. 事業計画書の作成

本事業を受託し実施するにあたり、区の指示により、各支援センターの事業計画書を作成し、介護予防・地域支援課へ提出していく。

17. 実績報告等

(1) 法人実績報告書

法人は、事業運営にあたっては、毎月各支援センターの業務の実績を取りまとめ、別途定める様式により、翌月15日までに介護予防・地域支援課へ提出する。ただし、年度末は直ちに提出しなければならない。

(2) 各支援センターの報告

各支援センターは、別途定める「実績報告作成マニュアル」により委託業務に関する実績報告書を毎月作成し、翌月15日までに介護予防・地域支援課へ提出する。ただし、年度末は直ちに提出しなければならない。

(3) 特別報告

次の各号に該当する状況が発生したときは、応急措置を取るとともに、直ちにその状況を区に報告し、その指示に従わなければならない。

①非常災害その他の事故により、委託事業の遂行が困難になったとき。

②委託業務に際して、利用者その他住民等に事故があったとき。

③その他委託事業に支障をきたす事態が発生したとき。

(4) その他

①不審死等の報道機関における関心事の発生に関する情報は、速やかに介護予防・地域支援課へ報告する。

②前項のほか、区の指示に従い、必要な報告を行う。

上記は、今年度も引き続き行っていく。

II. 介護予防支援事業

介護予防支援事業所として、要支援の方のうち、介護保険の予防給付のみ、又は予防給付と総合事業を併用する方を対象に、予防給付における介護予防サービス支援計画を作成する。

予定件数 松沢 月 約 100件

なお、上記予定件数のうち一定程度を地域のケアマネジャーへ委託する予定。

104件のうち委託 33件（令和7年1月）

重点項目

経堂あんしんすこやかセンター

1. 介護予防ケアマネジメント業務

課題：地域で暮らす高齢者が主体的に介護予防に取り組むことのできるよう、身近な社会資源の活用と開発を行う必要がある。

取組：①継続ケース及び総合相談、対象者リストによる実態把握訪問、及び医療機関との連携などを通じて、必要な利用者に介護予防ケアマネジメントA・B・Cが提供できるよう、日ごろからの相談体制を構築しておく。

②社会的孤立やフレイル等の地域課題に対して、町ごとに社会資源の特徴や差があることを念頭におきながら地域資源の掘り起こしと開発を目的として、住民相互における課題を共有し、きめの細かいネットワークの構築を図る。

③個別の介護予防ケアマネジメントにおいては、事業およびサービス利用に限定せず、地域活動への参加及び役割創出の視点を取り入れ、利用者が主体的かつ無理なく介護予防に取り組むことができるよう、各職員のスキルアップとインフォーマルサービスに関する情報共有を行う。研修受講のほか、あんしんすこやかセンター内での定期的な事例検討の実施および医療との連携により、的確なアセスメントのもと、インフォーマルサービスの活用や社会参加、適切な医療への繋ぎなど、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントを展開する。

④再委託先の居宅介護支援事業者には随時必要な情報を提供し、サービス担当者会議等へ出席することを通して継続的な支援を行っていく。

⑤介護予防ケアマネジメントの再委託先居宅介護支援事業者のケアマネジャーを対象に、年1回「委託先事業者連絡会」を開催し、情報提供および情報交換を行う。ケアマネジャーからのモニタリング報告や、介護予防サービス計画等の確認、サービス担当者会議への出席や訪問同行などを通して介護予防ケアマネジメントの進行管理に関わる。

⑥高齢者がアクセスしやすいように、宮坂・経堂・桜丘の担当がそれぞれの地域特性に合わせた社会資源の掘り起こしと開発を行う。

2. 総合相談支援業務

課題：地区の高齢者からの様々な相談に対し、取り巻く環境、家族関係、地域性など

に配慮し、保健福祉課、健康づくり課、生活支援課、子ども家庭支援センター、まちづくりセンター、社会福祉協議会経堂地区事務局、成年後見センター、ぷらっとホーム世田谷、ぽーとせたがや、医療機関、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業者など関係機関と連携をはかり、ワンストップ窓口の役割を果たす必要がある。

- 取組：①本人、家族、地域関係機関等からの相談に速やかに対応し、相談者と信頼関係を築きながら、状況把握、課題分析し、適切な支援方針を立てる。
- ②窓口や訪問での相談のほか、民生・児童委員協議会、会食会、認知症カフェ、サロン、自主体操サークルなどに出向き、相談窓口の周知に努め、出張相談に応じる。また広報紙を町会回覧板に貼付、見守り協力店に配架し、あんしんすこやかセンター機能を周知することで、潜在的利用者の発掘に努める。
- ③継続的な支援が必要なケースや困難事例については、朝礼、夕礼において所内で情報共有を行い、月1回のミーティングでケース検討を行い、三職種が中心となり専門性を生かし、センター全体で支援方針を決定していく。
- ④質の向上をはかるため、相談援助技術、アセスメント、対象者理解、従来事業に関する制度理解、周辺制度の理解に関する研修に、各職員の状況に合わせ参加を促していく。

3. 権利擁護業務

課題：虐待対応に関しては、虐待の早期発見、迅速対応が出来る体制づくりを行うために、地域住民や協力事業所に虐待対応に関する普及啓発を行い、協力関係を構築し迅速に対応できる体制を作る必要がある。

また、成年後見制度が必要な方を制度に速やかに繋げられるための体制づくりを行うとともに、消費者被害防止のため、地域住民や協力事業所に消費者被害防止に関する普及啓発を行い、協力関係を構築する必要がある。

- 取組：①高齢者虐待対応研修に参加し、ミーティング等を通じ職員間で情報共有を行う。また、所内研修等で早期発見チェックリストや虐待発見事例等を取り上げ、所内職員の理解・関心の向上を図り、早期発見・早期対応を心掛ける。
- ②サロンや町会、見守り協力店、介護保険事業所などに、早期発見・早期相談を呼び掛け、随時所内職員で虐待事例対応進行表を随時確認し、担当者不在でも迅速に対応できるようケースに関して随時所内職員で情報共有、検討行う。
- ④虐待通報を受け付けた際は、必要な情報を収集し保健福祉課と情報共有を図り、役割を分担して迅速に対応する。
- ⑤年一回、地区担当職員と地域担当民生委員との地区情報交換会の中で、虐待の早期発見・早期対応の重要性を共有し、連携を促していく。

⑥世田谷区総合支所保健福祉課と連携し、後見制度の必要ある高齢者を速やかに成年後見センター等専門機関につなげる。関係機関と連携して成年後見申し立てに向け援助を支援していく。また、地域への普及啓発の為、いきいき講座にて成年後見制度を課題にした講話、講座を年1回行う。

⑧地区のサロンなどを中心に、警察などの関係機関と連携して最新情報の把握し、消費者被害の実態や予防策について高齢者に注意喚起を行っていく。

⑨消費者被害を把握した際は、「消費者被害把握台帳」を作成して、担当地区の被害状況をまとめ、区民への周知や年度ごとの増減把握に生かす。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント業務

課題：地域で活動する居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、燃え尽きることなく質の高いケアマネジメントを展開できるよう、力量の向上と、支援環境の整備を図る必要がある。

取組：①経堂地区包括ケア会議として地域の主任ケアマネジャーからアンケートをとり潜在的な地域課題の抽出を行い、情報交換、検討、提言など課題解決に向けたアクションを行う。

②地域のケアマネジャーが申請事務や地域の社会資源の最新情報を得て、個別支援に活かしていけるよう、連携を通して情報共有を行っていく。

③地区の主任ケアマネジャーとは、年4回「ケアマネカフェ」を共催し、意見交換の場としての展開を図る。

5. 一般介護予防事業

課題：地域で暮らす高齢者が主体的に介護予防に取り組むことのできるよう、身近な社会資源を活かしていく必要がある。

取組：①85歳以上リスト対象者訪問や住民向けの講座開催時に、広報紙やせたがや健康長寿ガイドブック・介護予防手帳・食生活チェックリスト等を配布活用する。地域にて体力測定会とミニ講座を開催する。（年2回以上）

②窓口及び実態把握、85歳以上リスト対象者訪問や講座開催時に質問票や基本チェックリストを活用し対象者の把握に努める。また、対象者をすこやか歯科検診、はつらつ介護予防講座や介護予防筋力アップ教室へ勧奨する。

③地区のサロンや住民主体のグループに参加し、活動状況や課題を伺う。会の中での介護予防普及啓発関連講話を年間10回以上行う。また、昨年度からの住民主体の体操グループの立ち上げ支援を行う。

④高齢者のIT技術利用推進を図るため、年間2回以上「デジタル関連講座」を開催する。

6. 在宅医療・介護連携の推進

課題：在宅療養や入退院等に関する相談を受けて、状況にあった医療や介護の情報提供・適切な在宅療養相談支援が行えるよう、地域の医療機関や病院との関係づくりに取り組み、情報共有ツールを活用して連携を図る必要がある。

取組：①区民・関係者からの相談を受けた際に、在宅療養のサービス調整や入退院・転院に関する情報提供や状況に沿った在宅療養相談支援をするために、随時地域の医療機関や病院の情報収集を行い、所内ミーティングで共有する。

②地区連携事業の計画・運営を、地区の主任ケアマネジャーとともに会議や研修会を月一回開催し、多職種連携・地区医療連携の推進を図る。また MCS の普及を図るため、運営委員会のメンバーに周知するとともに普及方法を検討する。

③「在宅医療」や「ACP」について、「在宅療養・ACP ガイドブック」を活用し、地域への普及啓発を図っていく。

⑤MCS、すこやか歯科検診等の事業について相談に訪れた区民や地域の医療・介護関係者に周知を図っていく。

7. 認知症ケアの推進

課題：アクションチームを通して、認知症に関して本人や家族などの関係者が理解を深め安心して地域生活を継続できるよう支援を行うとともに、地域住民への知識啓発を行うことで住みやすい地域づくりを推進していく必要がある。

取組：①認知症在宅生活サポートセンター等関係諸機関の医師や看護師等と連携し、認知症の早期発見・支援を継続的に行う。

②家族介護者会の運営と、自宅介護のストレス軽減の一助となるよう過去参加されたことのある方に会報を送付、地区の介護者支援活動に関与する。

③アクションチーム活動を継続し、地域の方々と共に認知症当事者の暮らしやすい地域づくりを推進する。またアクションチームの活動の周知を行いつつ、小中学校や企業、地域住民対象にアクション講座を実施することで、チームの活動に賛同いただける方を幅広く募集する。

⑤地区の認知症カフェやグループホームの運営推進会議に出席し、関係者との連携を深めつつ、認知症啓発関連イベント「RUN 伴」を開催し、コース運営をすることで地域の方々へ幅広く周知する。

8. あんしん見守り事業

課題：社会的に孤立しがちな高齢者を実態把握訪問、地域関係機関から把握し、地区担当者がアセスメントを行い、対象者に合わせた見守り体制を構築する。

- 取組：①見守りコーディネーターを中心に見守りフォローリストを管理し、月1回所内で情報共有、モニタリング頻度、支援方針等の検討を行う。見守りフォローリストの管理は、災害時安否確認リストも兼ね、紙に印刷し所内で保管する。
- ②地区の見守り協力店と連携を図り、高齢者の情報収集に努める。
- ③見守り活動の推進のため、社会福祉協議会経堂地区事務局、ボランティアビューローと共催で交流会を開催する。
- ④シニアボランティアの協力を活用し、見守り対象者とシニアボランティアの支援を行う。
- ⑤社会的に孤立等の状態にある高齢者の把握のため、集合住宅に住む前期高齢者を対象に実態把握訪問を行う。

9. 住宅改修相談業務

高齢者向けに居室等の改良を行おうとする者に対して、積極的に住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用に関する助言を行い、専門的な観点からの助言が必要と認められる場合は、他の専門職も含め対応を検討し、必要な助言を行っている。

なお、担当介護支援専門員及び介護予防支援の担当職員がいない要支援認定者について、住宅改修が必要であると判断した場合は、事前に身体状況の確認・家屋の調査を行い、施工事業者と十分に連絡調整をしたうえで、介護予防住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成している。今年度も引き続き取り組んでいく。

10. 福祉用具購入・貸与相談業務

介護保険福祉用具の購入・貸与を行おうとする者に対して、福祉用具利用に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用に関する助言を行い、専門的な観点からの助言が必要と認められる場合は、他の専門職も含め対応を検討し、必要な助言を行っている。今年度も引き続き取り組んでいく。

11. 介護保険制度に関する相談・申請受付及び区保健福祉サービスの申請受付業務

- (1) 区保健福祉サービスの申請受付（代行）、申請内容確認、利用調整を行う。
- (2) 介護保険制度による要支援・要介護認定、更新、区分変更申請及び介護予防・生活支援サービスに係る諸手続きを行う。
- (3) その他詳細については、「地域包括支援センター申請代行マニュアル」及び「介護保険事務マニュアル」により実施している。

上記においては、引き続き取り組んでいく。

1 2. 障害者等、子育て家庭、生活困窮者等に係る相談支援業務

障害者や難病・精神疾患の者（以下「障害者等」という）、子育て家庭（妊娠中の者がいる家庭を含む。以下同じ）、生活困窮者その他身近な困りごとを抱えた者からの相談を受け付け、一次相談窓口として、相談内容に応じた適切な情報提供、支援等を行う。上記相談を受けた場合は、適宜、相談対象者のアセスメントを行うとともに、必要な支援が受けられるよう情報提供を行い、又は相談内容に応じた相談支援先（保健福祉課、生活支援課、子ども家庭支援センター、健康づくり課、まちづくりセンター、社会福祉協議会、ひきこもり相談窓口、地域障害者相談支援センター等）に繋ぎ、必要に応じてこれらの支援先と連携、分担をして支援を行っている。

1 3. 大地震等の災害が発生した際の対応

課題：地域、介護サービス事業所、行政などの連携がまだまだ不十分。経堂地区としてのネットワーク構築のために、地区内の住民、町会、商店街、企業、行政、顔の見える関係としての機会を作っていくことが必要。

取組：コロナ禍や高齢化により全く進んでいない町の防災を様々な機関と共有し、顔の見える関係づくりを行っていくことで一歩ずつ進めていく。

また、世田谷区保健福祉課や地域振興課地域振興・防災との連携により、災害時要支援者等の概要や個別支援計画を把握することで、各介護保険事業所等の防災に向けた準備や支援を行う具体的な取り組みに繋がりたい。

そして、まちづくりセンター、社会福祉協議会、あんしんすこやかセンター、児童館の四者連携の取り組みにて、経堂地区の町会・自治会、商店街、福祉避難所、消防等と経堂地区の住民支援に必要なものを検討し、各世帯に情報を発信していく。

1 4. 会議の開催業務

地域ケア会議Bの開催

課題：精神疾患、8050等の複合家族問題、多問題家族、カスタマーハラスメント等の支援者が疲弊してしまう様な相談が増えている。地域として支援者が連携して対応していけるよう、地域ケア会議を順次開催していく必要がある。

取組：所内で目的等を共有しながら、開催時期を計画的に設定して地域ケア会議Bを開催している。また、個別事例の検討・解決、ケアマネジメント力の向上、支援ネットワークの構築に繋げるとともに、地区・地域課題の把握に繋げる取り組みを行っていく。

地区包括ケア会議（地域ケア会議C）の開催

取組：事例検討の積み重ね等によるケアマネジメント力の向上や地域課題の把握から

解決に向けた取組みを行うための多職種連携会議を毎年開催してきた。

本年は主任介護支援専門員から地域課題を集約し、課題解決に向けた地域資源の創出を地域ケア会議Cとして取り組んでいく。

地区ケア会議A

取組：個別ケース検討については介護予防ケアマネジメントの質の向上を目的とした会議A及び地域包括支援ネットワーク構築やケアマネジメント支援を目的に会議を開催し自立に向けた支援の取組みを行っている。今年度も引き続き取り組んでいく。（今年度の地域ケア会議A予定 3回）

1 5. 会議等の出席

- (1) 介護予防・地域支援課が開催する区包括ケア会議（スキルアップ会議等）に出席する。
- (2) 管轄の保健福祉課が開催する地域ケア連絡会（地域版地域ケア会議）に出席する。
- (3) その他区等が開催する三者連携会議、障害者自立支援協議会、高齢者虐待、成年後見制度、認知症、あんしん見守り事業、医療・介護の連携及び地域密着型サービスの運営推進等に係る会議・研修・連絡会で、地域包括支援センター事業に関連するものについては、区等の要請に基づき出席する。

上記においては、今年度も積極的に出席していく。

1 6. 事業計画書の作成

本事業を受託し実施するにあたり、区の指示により、各支援センターの事業計画書を作成し、介護予防・地域支援課へ提出していく。

1 7. 実績報告等

(1) 法人実績報告書

法人は、事業運営にあたっては、毎月各支援センターの業務の実績を取りまとめ、別途定める様式により、翌月15日までに介護予防・地域支援課へ提出する。ただし、年度末は直ちに提出しなければならない。

(2) 各支援センターの報告

各支援センターは、別途定める「実績報告作成マニュアル」により委託業務に関する実績報告書を毎月作成し、翌月15日までに介護予防・地域支援課へ提出する。ただし、年度末は直ちに提出しなければならない。

(3) 特別報告

次の各号に該当する状況が発生したときは、応急措置を取るとともに、直ちにその状況を区に報告し、その指示に従わなければならない。

①非常災害その他の事故により、委託事業の遂行が困難になったとき。

②委託業務に際して、利用者その他住民等に事故があったとき。

③その他委託事業に支障をきたす事態が発生したとき。

(4) その他

①不審死等の報道機関における関心事の発生に関する情報は、速やかに介護予防・地域支援課へ報告する。

②前項のほか、区の指示に従い、必要な報告を行う。

上記は、今年度も引き続き行っていく。

II. 介護予防支援事業

介護予防支援事業所として、要支援の方のうち、介護保険の予防給付のみ、又は、予防給付と総合事業を併用する方を対象に、予防給付における介護予防サービス支援計画を作成する。

予定件数 経堂 月 約 269件

なお、上記予定件数のうち一定程度を地域のケアマネジャーへ委託する予定である。

(269件のうち委託176件 令和7年1月現在)

令和7年度 資金収支予算内訳表(当初予算)

法人名:ふきのとうの会

(自)令和7年4月1日 (至)令和8年3月31日

(単位:円)

科目	会計区分	法人合計	社会福祉 事業区分	本部会計	デイホーム 赤堤	デイホーム 桜丘	ふきのとう デイホーム	公益 事業区分	松 沢 地域包括	経 堂 地域包括	アンジェリカ ハイツ
事業活動による収支											
事業活動による収入											
介護保険事業収入		459,090,000	303,830,000	200,000	111,970,000	130,950,000	60,710,000	155,260,000	63,160,000	92,100,000	
居宅介護料収入		184,300,000	184,300,000		60,000,000	72,900,000	51,400,000				
地域密着型介護料収入		67,480,000	67,480,000		30,000,000	37,480,000					
居宅介護支援介護料収入		45,440,000	5,440,000			5,440,000		40,000,000	11,700,000	28,300,000	
介護予防総合事業収入		6,750,000	6,750,000		3,930,000	1,630,000	1,190,000				
利用者等利用料収入		30,270,000	30,270,000		13,300,000	9,700,000	7,270,000				
その他の事業収入		124,850,000	9,590,000	200,000	4,740,000	3,800,000	850,000	115,260,000	51,460,000	63,800,000	
公益事業収入		7,140,000						7,140,000			7,140,000
住宅入居者負担金収入		6,000,000						6,000,000			6,000,000
家賃収入		1,140,000						1,140,000			1,140,000
借入金利息補助金収入		590,000	590,000	590,000							
経常経費寄附金収入		385,000	385,000	360,000	10,000	10,000	5,000				
受取利息配当金収入		90,000	60,000	20,000	20,000	10,000	10,000	30,000	10,000	10,000	10,000
その他の収入		5,290,000	5,110,000	40,000	2,120,000	2,940,000	10,000	180,000	10,000	10,000	160,000
受入研修費収入		130,000	130,000		110,000	20,000					
利用者等外給食費収入		4,900,000	4,900,000		2,000,000	2,900,000					
雑収入		260,000	80,000	40,000	10,000	20,000	10,000	180,000	10,000	10,000	160,000
事業活動収入計 (1)		472,585,000	309,975,000	1,210,000	114,120,000	133,910,000	60,735,000	162,610,000	63,180,000	92,120,000	7,310,000
事業活動による支出											
人件費支出		336,635,000	217,260,000	8,770,000	88,730,000	78,580,000	41,180,000	119,375,000	51,960,000	66,640,000	775,000
役員報酬支出		160,000	160,000	160,000							
職員給料支出		178,250,000	102,030,000	3,910,000	40,400,000	39,820,000	17,900,000	76,220,000	29,900,000	46,320,000	
職員賞与支出		32,660,000	17,640,000	690,000	6,200,000	7,400,000	3,350,000	15,020,000	6,430,000	8,590,000	
非常勤職員給与支出		74,850,000	65,300,000	3,000,000	28,700,000	19,400,000	14,200,000	9,550,000	7,520,000	1,260,000	770,000
退職給付支出		7,580,000	5,000,000	280,000	2,030,000	1,960,000	730,000	2,580,000	1,090,000	1,490,000	
法定福利費支出		43,135,000	27,130,000	730,000	11,400,000	10,000,000	5,000,000	16,005,000	7,020,000	8,980,000	5,000
事業費支出		40,970,000	40,970,000		15,200,000	15,460,000	10,310,000				
給食費支出		15,500,000	15,500,000		5,500,000	5,500,000	4,500,000				
介護用品費支出		160,000	160,000		20,000	100,000	40,000				
保健衛生費支出		1,310,000	1,310,000		470,000	410,000	430,000				
教養娯楽費支出		2,040,000	2,040,000		870,000	750,000	420,000				
水道光熱費支出		12,650,000	12,650,000		4,000,000	5,900,000	2,750,000				
消耗器具備品費支出		2,950,000	2,950,000		1,000,000	1,500,000	450,000				
賃借料支出		1,340,000	1,340,000		830,000	290,000	220,000				
車両費支出		4,970,000	4,970,000		2,500,000	1,000,000	1,470,000				
雑支出		50,000	50,000		10,000	10,000	30,000				
事務費支出		84,570,000	55,000,000	21,500,000	9,860,000	18,890,000	4,750,000	29,570,000	6,700,000	21,060,000	1,810,000
福利厚生費支出		1,230,000	940,000	10,000	310,000	480,000	140,000	290,000	130,000	160,000	
旅費交通費支出		130,000	70,000	20,000	20,000	20,000	10,000	60,000	30,000	30,000	
研修研究費支出		400,000	170,000	30,000	50,000	60,000	30,000	230,000	50,000	160,000	20,000
事務消耗品費支出		1,860,000	1,010,000	10,000	200,000	400,000	400,000	850,000	400,000	450,000	
印刷製本費支出		1,540,000	680,000	10,000	290,000	360,000	20,000	860,000	400,000	450,000	10,000
水道光熱費支出		370,000						370,000	200,000	160,000	10,000
修繕費支出		20,490,000	20,150,000	19,000,000	380,000	550,000	220,000	340,000	10,000	30,000	300,000
通信運搬費支出		3,590,000	1,370,000	30,000	500,000	600,000	240,000	2,220,000	1,000,000	1,190,000	30,000
会議費支出		110,000	80,000	60,000		10,000	10,000	30,000	10,000	10,000	10,000
広報費支出		410,000	350,000	30,000		180,000	140,000	60,000	20,000	40,000	
業務委託費支出		29,360,000	8,910,000		200,000	8,100,000	610,000	20,450,000	3,000,000	16,750,000	700,000
手数料支出		6,380,000	5,220,000	800,000	2,300,000	1,200,000	920,000	1,160,000	560,000	560,000	40,000
保険料支出		3,850,000	3,510,000	220,000	1,440,000	1,130,000	720,000	340,000	120,000	120,000	100,000
賃貸料支出		1,500,000	1,100,000	10,000	560,000	520,000	10,000	400,000	130,000	260,000	10,000
土地・建物賃貸料支出		280,000	280,000	280,000							
租税公課支出		580,000	240,000	20,000	100,000	60,000	60,000	340,000			340,000
保守料支出		7,770,000	6,450,000	560,000	2,170,000	2,870,000	850,000	1,320,000	520,000	570,000	230,000
渉外費支出		330,000	250,000	200,000	30,000	10,000	10,000	80,000	60,000	20,000	
諸会費支出		410,000	380,000	200,000	90,000	80,000	10,000	30,000	10,000	20,000	
ボランティア経費支出		3,790,000	3,790,000		1,200,000	2,250,000	340,000				
雑支出		190,000	50,000	10,000	20,000	10,000	10,000	140,000	50,000	80,000	10,000
利用者負担軽減額		210,000	210,000		10,000	200,000					
支払利息支出		1,210,000	1,210,000	1,210,000							
その他の支出		5,050,000	4,880,000		2,060,000	2,770,000	50,000	170,000		10,000	160,000
利用者等外給食費支出		4,830,000	4,830,000		2,060,000	2,770,000					
雑支出		220,000	50,000				50,000	170,000		10,000	160,000
事業活動支出計 (2)		468,645,000	319,530,000	31,480,000	115,860,000	115,900,000	56,290,000	149,115,000	58,660,000	87,710,000	2,745,000
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		3,940,000	-9,555,000	-30,270,000	-1,740,000	18,010,000	4,445,000	13,495,000	4,520,000	4,410,000	4,565,000
施設整備等による収支											
施設整備等による収入											
施設整備等収入計 (4)											
施設整備等による支出											
設備資金借入金元金償還支出		5,460,000	5,460,000	5,460,000							
固定資産取得支出											
施設整備等支出計 (5)		5,460,000	5,460,000	5,460,000							
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-5,460,000	-5,460,000	-5,460,000							
その他の活動による収支											
その他の活動による収入											
積立資産取崩収入		19,000,000	19,000,000	19,000,000							
事業区分間繰入金収入		10,000,000	10,000,000	10,000,000							
拠点区分間繰入金収入		22,000,000	22,000,000	18,000,000	4,000,000						
その他の活動収入計 (7)		51,000,000	51,000,000	47,000,000	4,000,000						
その他の活動による支出											
長期運営資金借入金元金償還支出		5,710,000	5,710,000	5,710,000							
積立資産支出		3,440,000	2,070,000	90,000	820,000	870,000	290,000	1,370,000	650,000	720,000	
事業区分間繰入金支出		10,000,000						10,000,000	3,000,000	3,000,000	4,000,000
拠点区分間繰入金支出		22,000,000	22,000,000	4,000,000		15,000,000	3,000,000				
その他の活動支出 (8)		41,150,000	29,780,000	9,800,000	820,000	15,870,000	3,290,000	11,370,000	3,650,000	3,720,000	4,000,000
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		9,850,000	21,220,000	37,200,000	3,180,000	-15,870,000	-3,290,000	-11,370,000	-3,650,000	-3,720,000	-4,000,000
予備費支出 (10)		8,330,000	6,205,000	1,470,000	1,440,000	2,140,000	1,155,000	2,125,000	870,000	690,000	565,000
当期資金収支差額合計(11=3+6+9-10)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期末支払資金残高 (12)		114,467,992	73,178,305	27,172,736	17,374,099	20,507,774	8,123,696	41,289,687	15,371,074	21,052,950	4,865,663
当期末支払資金残高 (13=11+12)		114,467,992	73,178,305	27,172,736	17,374,099	20,507,774	8,123,696	41,289,687	15,371,074	21,052,950	4,865,663